

労働組合法の見直しについて（概要） 資料 4

厚生労働省

1 趣旨

労働委員会が行う不当労働行為審査制度は、労働者の団結権等に対する侵害から迅速な救済を図るとともに、長期的に安定した労使関係を維持、構築する機能を有する制度であるが、審査の長期化が著しいこと、救済命令に対する不服率・取消率が高いこと等の問題が生じている。

また、司法制度改革においては、労働関係事件への総合的な対応強化の観点から、労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方について、司法制度改革推進本部の設置期限（平成16年11月30日）までに所要の措置を講ずることとされている。

このため、審査手続及び審査体制の整備による審査の迅速化、的確化を図るための労働組合法の改正を行うこととするものである。

2 措置事項

(1) 計画的な審査

労働委員会は、争点・証拠や審問回数等を記載した審査の計画を作成するものとする。

(2) 迅速・的確な事実認定

公益委員が合議により証拠提出等を命ずることができるものとする。
労働委員会段階で証拠提出命令を受けても提出されなかった証拠について、取消訴訟段階で提出することができないものとする。

(3) 中央労働委員会の審査体制の整備

救済命令の発出について、公益委員全員の合議によらず、原則として、複数の公益委員で構成する小委員会の合議によるものとする。

中央労働委員会が、地方労働委員会に対して研修、援助等を行うことができるものとする。

(4) 和解

労働委員会が行う和解の法的効果について、所要の整備を行うこと。

(5) その他

地方労働委員会の委員定数を条例により変更することができるものとする等、地方労働委員会に関する規定の弾力化を行うこと。

3 施行期日

原則として平成17年1月1日

労働委員会について

1 労働委員会の概要

労働者の団結権等の保護、集団的労使紛争の解決を図るため、労働組合法に基づいて設置された三者構成（公・労・使）の行政委員会で、その権限を厚生労働大臣又は都道府県知事から独立して行使する。

2 労働委員会の種類

(1) 中央労働委員会 …… 厚生労働省の外局
委員 公労使 各15人

(2) 地方労働委員会(47) …… 都道府県の機関
委員 公労使 各13人 ~ 各5人

3 労働委員会の主な事務

(1) 不当労働行為事件の審査（調査、審問、命令）

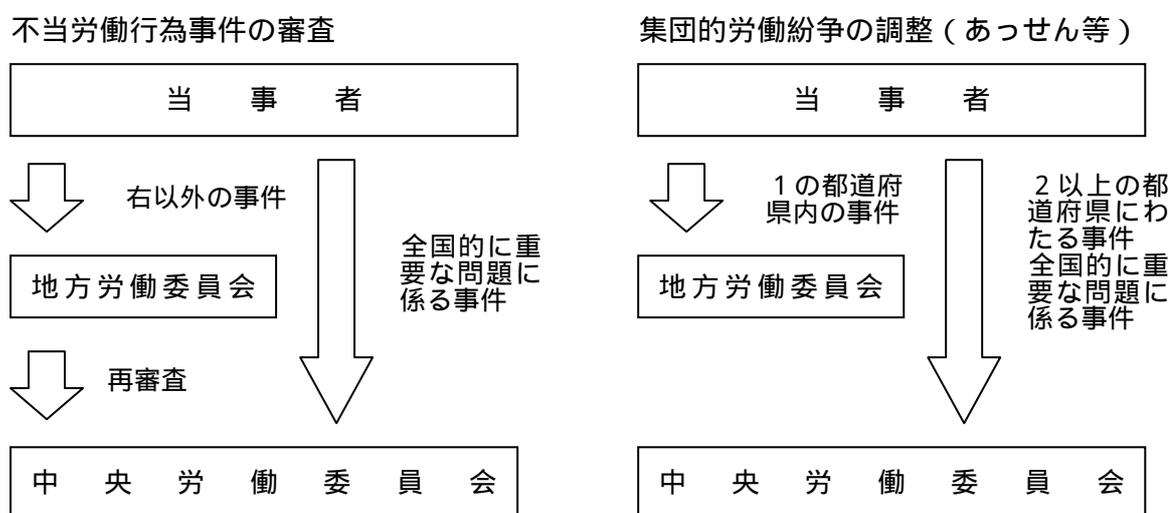
新規係属件数 初審 394件、再審査 66件（平成14年）

(2) 集団的労使紛争のあっせん、調停、仲裁

新規係属件数 地労委 589件、中労委 45件（平成14年）

（注）地方労働委員会は、自治事務として行う。

【手続の流れ】



不当労働行為審査制度の概要について

1 不当労働行為の禁止

労働組合法は、使用者が、憲法第28条で保障された団結権等労働基本権を侵害する行為を不当労働行為として禁止（第7条）。

不当労働行為の種類

- ・ 労働組合員であることを理由とする解雇その他の不利益取扱い
- ・ 正当な理由のない団体交渉の拒否
- ・ 労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助
- ・ 労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い

2 不当労働行為審査制度

労働委員会は、正常な集团的労使関係秩序を迅速に回復、確保するため、労働組合等の申立に基づいて不当労働行為の事実の有無を調査、認定し、その事実がある場合には、使用者に対し、復職、賃金の差額支給等の原状回復を命ずる。（第27条）。

不当労働行為審査制度の現状

(1) 平均処理日数

	初 審 (地労委)	再審査 (中労委)	【参考】 労働関係民事訴訟(地裁)
昭和45年 ~49年	472日	519日	-
昭和60年 ~平成元年	946日	967日	28.8月 (864日)
平成12年 ~14年	787日	1,566日	13.0月 (390日)

(2) 労働委員会命令に対する不服率、取消率

不服率

初審命令 79.2% (平成12年~14年平均)

再審査命令 63.9% (同)

取消率

初審命令 45.9% (同)

再審査命令 34.2% (同)

【参考】行政事件訴訟全体の認容率 24.5% (平成14年)

司法制度改革審議会意見書（抜粋）

平成13年6月

国民の期待に応える司法制度

第1 民事司法制度の改革

4 労働関係事件への総合的な対応強化

労働関係訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標とし、民事裁判の充実・迅速化に関する方策、法曹の専門性を強化するための方策等を実施すべきである。

労働関係事件に関し、民事調停の特別な類型として、雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する労働調停を導入すべきである。

労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方、雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の当否、労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否について、早急に検討を開始すべきである。

（前略）

特に、不当労働行為に対する労働委員会の救済命令に対し、使用者が取消しの訴えを提起する場合に生じうるいわゆる「事実上の5審制」の解消など、労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方については、労働委員会の在り方を含め、早急に検討を開始すべきである。

（後略）

司法制度改革推進計画（抜粋）

平成14年3月

国民の期待に応える司法制度の構築

第1 民事司法制度の改革

4 労働関係事件への総合的な対応強化

- (1) 労働関係訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標とし、の第1の1及び2並びに の第2及び第3の3のとおり、民事裁判の充実・迅速化に関する方策、法曹の専門性の強化等について、必要な対応を行う。
- (2) 労働関係事件に関し、民事調停の特別な類型として、雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する労働調停の導入を図ることとし、遅くとも本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。（本部）
- (3) 労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方、雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の当否、労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否について検討し、遅くとも本部設置期限までに（注） 所要の措置を講ずる。（本部及び厚生労働省）

（注）司法制度改革推進本部の設置期限は平成16年11月30日。